

## 食品の自動販売機営業による事務取扱要領

### (目的)

第1 この要領は、北海道食品衛生法施行条例（平成12年北海道条例第10号）第3条第2号に規定する施設基準を確認するとともに、事務手続き等について必要な事項を定めるものとする。

### (対象業種)

第2 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第2号に定める調理の機能を有する自動販売機（屋内に設置された自動販売機であって、容器包装に入れられず、または容器包装で包まれない状態の食品に直接接触する部分を自動的に洗浄するための装置その他の食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な装置を有するものを除く。）により食品を調理し、調理された食品を販売する営業とする。

### (実施調査)

第3 食品衛生監視員は、自動販売機設置箇所の実地調査に基づき「自動販売機営業施設基準調査書」（別記様式）を作成するものとする。

### (営業許可)

第4 営業許可は、自動販売機ごとに受けなければならない。

ただし、同一営業者が自動販売機を2台以上設置しようとする場合は、自動販売機同士が近く給水やメンテナンス等を同じ場所で行うことができ、かつ一体的な管理が可能であると判断されたものに限り、一件の許可とみなすものとする。

2 次の各号に該当する場合は「営業許可申請書（変更）」（函館市食品衛生法施行細則に係る事務取扱要領別記第4号様式）の提出により処理するものとする。

- (1) 現に食品衛生法（昭和22年法律第233号。）により，許可を受けている施設内，または当該施設に隣接している場所において，自動販売機を設置しようとする場合
  - (2) 第1項ただし書きが適用される自動販売機で，自動販売機を増設，入れ替えまたはその一部を廃止しようとする場合
- 3 新規営業許可の申請にあたっては，自動販売機の内部構造が明示された図面および仕様書を添付すること。

（許可の有効期間の満了日）

第5 自動販売機の許可の有効期間満了日は，許可年月日から5年を経過した後の最初の更新申請受付月（5月，8月，11月，2月）の末日までとする。

（更新申請）

第6 許可の有効期間満了後も引き続き営業しようとする者は，許可の有効期間の満了日の1月前から更新申請を行うことができる。

附 則

この要領は，平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は，令和3年6月1日から施行する。

